

## 東京都認証保育所の「保育料負担軽減制度」について

以下の要件を全て満たした方は保育料負担軽減を受けることができます。  
利用者は、保育料から負担軽減額を差し引いた金額を保育所に支払います。

- (1) 要件
  - ・利用者、児童がともに足立区在住であること。（住民票が足立区にあり、その住所に住んでいること。）
  - ・認証保育所と月ぎめ保育契約をしていること。（区外の東京都認証保育園を含む。）
  - ・月の初日から在籍していること。途中から在籍している月については、条件・軽減額・手続き等が変わります。
- (2) 利用手続き
  - ・認証保育所を通じ「認証保育所利用者保育料負担軽減対象認定申請書」を足立区に提出してください。
- (3) 軽減対象経費
  - ・軽減対象費用は、月ぎめの保育料です。延長保育料、通園送迎費等は軽減の対象外となります。
- (4) 軽減上限額
  - ・軽減上限額は、以下の別表のとおりです。年齢は4月1日現在の児童の年齢を適用します。
  - ・保育料が軽減上限額以下の場合は、その額までが軽減されます。

別表

区分	年齢	世帯の課税状況	保育の必要性の認定	児童の出生順	保育料軽減上限額		
A	0～2歳児	課税世帯	問わない	第1子	40,000円		
				第2子	54,000円		
				第3子以降	67,000円		
B		0～2歳児	非課税世帯 (生活保護世帯含む)	認定有り	第1子	67,000円	
					第2子	67,000円	
					第3子以降	67,000円	
C	0～2歳児			非課税世帯 (生活保護世帯含む)	認定無し	第1子	42,000円
						第2子	55,000円
						第3子以降	67,000円
D		3～5歳児	全世帯		認定有り	第1子	57,000円
						第2子	57,000円
						第3子以降	57,000円
E	3～5歳児			全世帯	認定無し	第1子	37,000円
						第2子	47,000円
						第3子以降	57,000円

- (5) 注意事項など
  - ・保育の必要性の認定については、施設利用開始前までに区役所に保育の必要性の認定申請が別途必要です（受付は窓口又は郵送）。認定にあたっては、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。
  - ・児童の出生順については、生計を同じくする子で判断します。  
生計を同じくする子で同一世帯にいない場合は、下記にお問い合わせください。
  - ・区民税が未申告の方は課税世帯として取り扱います。
  - ・0歳児～2歳児の世帯の区民税は4月から8月までは前々年、9月から3月までは前年の収入をもとに課税状況を確認します。
  - ・0歳児～2歳児の住民税非課税世帯で、2019年1月1日現在、足立区外に住所があった方は、その自治体が発行した保護者全員の2019年度の非課税証明書（コピー可）の添付が必要になります。  
（2020年4月～2020年8月分の保育料の軽減認定に必要です）。
  - ・0歳児～2歳児の住民税非課税世帯で、2020年1月1日現在、足立区外に住所があった方は、その自治体が発行した保護者全員の2020年度の非課税証明書（コピー可）の添付が必要になります。  
（2020年9月～2021年3月分の保育料の軽減認定に必要です）。
  - ・0歳児～2歳児の住民税課税世帯でみなし寡婦（夫）適用を申請する場合は、児童扶養手当証書（有効期限内のもの）の写しを添付してください。児童扶養手当証書をお持ちでない場合は、戸籍謄本（全部事項証明）の写し（3か月以内に発行したもので可）の添付が必要になります。
  - ・0歳児～2歳児の課税世帯で、生活保護世帯であれば、生活保護受給証明書（管轄の福祉事務所発行）の添付が申請時に必要になります。

### 問い合わせ先

足立区子ども家庭部子ども施設入園課地域保育係 TEL 03 (3880) 5428 FAX 03 (3880) 5703  
〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 メールアドレス kodomo-nyuuen@city.adachi.tokyo.jp